

令和４年９月２日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」の
一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和４年７月１９日から令和４年８月１７日まで、「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計３件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	○ 建設工事の際に発生する土砂、コンクリート塊等については、再生するのにかえて多くの資源を消費する可能性が高いと思われます。一律再生を促すのではなく、状態に応じて臨機応変に対応すべきではないでしょうか。	○ 資源の有効な利用の促進に関する法律第4条においては、事業者（建設業者）及び建設工事の発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事で発生した副産物を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされており、事業者（建設業社）及び建設工事の発注者に対する努力義務として規定されております。
2	○ 土砂は、品質においてバラツキが大きく、又、民間の場合は発注者より購入土という指定もあり埋め戻し土に再資源としての活用が難しい場合が多い。 こうしたことから、民間発注者の理解を促進する働きかけが必要であると考えます。	○ 民間発注者に対しては、令和4年8月に「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の改訂を行ったほか、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく計画制度の強化の施行に当たり、制度周知を行うこと等を予定しています。引き続き、民間発注者の理解促進のため、必要な働きかけを行ってまいります。

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。